竹島問題と尖閣諸島問題の 類似点・相違点

平成25年度 第1回 竹島問題を考える講座 2013年7月14日 島根県民会館第2多目的ホール 東海大学法学部教授 塚本 孝

1. はじめに

- 沖縄県尖閣諸島周辺で中国公船の領海侵入事件が多発している。竹島が同様の状況から韓国による占拠に至ったことを思えば、我々も無関心ではいられない。
- ▶ 竹島と尖閣諸島には、相手国が数百年前から自国領であったなどと主張していること、島で経済活動を行う民間人の出願が領土編入の契機となったこと、編入が日清(尖閣)日露(竹島)戦役時であったことから戦争と結び付ける主張が行われること等の類似点がある。
- この講座では、両者を対比して考察し、竹島問題の理解増進を図る。

2-1. 明治より前の状況(竹島)

- ▶ 17世紀に米子の大谷・村川家が、幕府の免許を得て アワビの採取等のため欝陵島(当時の日本名「竹島」) へ渡航する際、航路の目標として利用
- ▶ 1661年以降は、今日の竹島(当時の呼称は「松島」) においても幕府の許可を得て漁業を行う → 日本は 竹島に対して何らかの領有権原を獲得
- ・韓国では、15世紀以来の朝鮮古文献・古地図に見える「于山(島)」が竹島であり、朝鮮領であったとするが、 于山は欝陵島の別名(18世紀以降は欝陵島沖合の竹 嶼)であり、竹島へは赴いた記録もない

2-2. 明治より前の状況(尖閣諸島)

- ・琉球国成立(15世紀)以前から琉球は中国の王朝と朝貢貿易をしており、今日いう尖閣諸島は、中国・琉球間を往来する琉球船が航路の目標として利用。
- ▶冊封使(琉球王を任命する中国皇帝の使者)も琉球へ向かう航路の目標として利用したが、往来の頻度は少なく、琉球人の水先案内人を乗せていた。
- 中国は冊封使録に島名があるから中国領だったなどと主張するが、島名は琉球人に聞いて記録したもの。
- ただし、尖閣諸島は無人島であり、琉球三十六島といわれる琉球の領域的範囲には含まれなかった。

3-1. 領土編入の経過(竹島)

- 竹島でアシカ漁を営む中井養三郎が領土編入貸下願を外務・内務・農商務省に提出
- 1905年1月28日領土編入を閣議決定(日露戦争中)
- 中井の後年の回想(「事業経営概要」1910-1911頃) によれば、内務省当局者は、「韓国領地ノ疑アル蕞爾 タルー箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ環視ノ諸外国二我国ガ 韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ利益ノ 極メテ小ナルニ」云々とした。 → これらのことから
- 日本政府は竹島が韓国領だと知りながら日露戦争中にこれを奪ったという議論が一部に行われる。

3-2. 領土編入の経過(尖閣諸島)

- ・ 尖閣諸島でアホウドリの羽毛を採取する古賀辰四郎 が領土編入・払下を沖縄県に出願
- ▶ 1895年1月14日標杭建設を閣議決定(日清戦争中)
- ▶ 1885年内務卿の意見照会に対し外務卿は、清国国境に近い、清国で島名を付けている、先に踏査した大東島に比べ小さい、清国の疑惑を招く等の理由を挙げ、国標建設は「他日ノ機会二譲ル」べきだと回答
- ▶ 日本政府は10年前から機会を伺い日清戦争の趨勢が定まった際に諸島を奪ったという議論が行われる。
 - → 中井の回想(『沖縄毎日新聞』1910.1.5)も参照

4-1. 平和条約関係(竹島)

- 第二次大戦後、占領当局の指令によって日本政府の 行政権行使が停止される(SCAPIN-677)
- ▶ 平和条約の起草過程において、朝鮮の一部として取り扱われたこともあるが、1949年12月の米国務省草案で日本領に訂正された。1951年7月韓国政府が韓国領に含める草案修正を米国に求めたのに対し、米国政府は、竹島は日本領であるとして要求を却下
- ▶ サンフランシスコ平和条約(1951.9.8)第2条a項で放棄した「朝鮮」に竹島は含まれず、日本が保持することが確定

4-2. 平和条約関係(尖閣諸島)

- ▶ 第二次大戦末期に米軍が沖縄を戦時占領、日本政府の行政権は及ばない状態に。
- 平和条約の起草過程において尖閣諸島が特に話題に上った記録はない。
- サンフランシスコ平和条約(1951.9.8)第3条で米国 が南西諸島に施政権を持つとされる(第2条b項で放棄 した台湾には含まれない)。
- ▶ 1972年まで南西諸島の一部として米国が統治し、同年施政権が日本に返還される。その後も黄尾嶼、赤尾嶼は米軍が射爆場に使用

5-1. その後の状況(竹島)

- ▶ 1952年1月韓国がいわゆる李承晩ラインを設定し竹島をライン内に取り込む。 → 日韓両国政府間で領有権紛争発生
- 当初、標杭の設置・撤去合戦が行われていたが、 1954年以降、韓国が武装要員を常駐させ、実力で占拠し現在に至る。
- 1965年の日韓国交正常化時には問題が解決せず。
- その間、1954年、1962年、2012年に日本政府が 紛争の国際司法裁判所への付託を提案、韓国は紛 争が存在しないとして拒否

5-2. その後の状況(尖閣諸島)

- ▶ 1968年に国連関係機関の調査により東シナ海の海 底に油田・天然ガス田がある可能性判明。日本も 1969-1970年に東海大学に委託して地質調査。
- ▶ これを契機として台湾当局、次いで中国が尖閣諸島に関心を表明。1971年12月30日の「中華人民共和国外交部声明」で正式に領有権を主張(中国は1895年から数えても76年間異議を唱えず。平和条約に際しての声明にも言及なし。地図でも70年まで日本領と表示)
- ▶ 現在も日本が実効的に占有。日本の島を日本が統治しているのであるから解決すべき領土問題はないというのが日本政府の立場

6. 竹島問題の解決にむけて

- ▶ 日本は日露戦争に際して竹島を奪った(尖閣の場合は日清戦争)、侵略・植民地支配の一環である、歴史認識の問題だ、という議論について
 - → 奪ったという議論は、自国領であったことが前提。 韓国(尖閣の場合は中国)領だったというのは誤解
- 自国の領土を自国が統治しているのであるから領土 紛争は存在しない、という議論について
 - → 日本政府は竹島と尖閣でダブルスタンダードか
- 解決策があるか

ご清聴ありがとうございました。